

# 指定校変更許可基準

## 【適用：小学校】

令和8年7月1日現在

事由	基準	承認期間	備考（提出書類等）
1 学年途中の転居	市内転居後も在籍校に通学を希望する場合で、通学に支障のないとき	卒業まで	
2 通学距離・通学の安全	通学距離が指定校より近く、通学の安全が保てる場合（距離が極端に違う場合）	卒業まで	希望校までの経路図
	交通量の多い道路や鉄道の横断が回避でき、通学の安全が保てる場合	卒業まで	希望校までの経路図
3 特別支援学級	指定校に特別支援学級がない場合（隣接校）	卒業まで	就学支援委員会の判定結果
4 留守家庭	保護者の就労により、預け先（保護者の勤務地、祖父母宅等）の指定校に通学する場合	学年末（更新可能）	勤務証明等の証明書 預け先家庭の預かり証 ※この事由で申請をした場合は、児童クラブ入室はできない。
	事業を営み住居と事業所等の場所が異なり、登下校が事業所等になるため、その指定校に通学する場合	学年末（更新可能）	事業所等の所在地が確認できる書類 ※この事由で申請をした場合は、児童クラブ入室はできない。
5 転居予定	転居予定があり、あらかじめ転居先の指定校に通学を希望する場合	転居の日まで	確認書類（契約書等）
6 居住地	家庭の事情等により住民登録地と居住地が異なり居住地の指定校に通学する場合	当該事由が消滅するまで	居住地が確認できる書類
7 身体的（健康上）理由	肢体不自由、病弱等で通学距離、通院等に配慮を要し、指定校以外の学校へ通学することが適当であると認められる場合	当該事由が消滅するまで	医師の診断書(写し可) 学校長の意見書
8 教育上の配慮	不登校、友人関係等による学業への影響や精神面への多大な負担、あるいは継続的な教育相談により指定校以外の学校に通学することが適当であると認められる場合で、通学に支障のないとき（本事由による申請は1回のみとする。ただし、重大な事案に係る場合はこの限りでない。）	卒業まで	学校長の意見書 教育相談機関の意見書等 保護者の申出書 必要と認めた書類
	兄弟姉妹が指定校変更の許可を受けている学校へ一緒に通学を希望する場合	卒業まで	
9 通学区域変更時の経過措置	通学区域変更後も引き続き現在の学校に通学を希望する場合	卒業まで	通学区域変更時の在校生のみ適用  ※通学区域変更後も通学班の編成や通学路の設定等、通学区域に準じる取り扱いとする。
	入学時に兄弟が在学中で、その学校を希望する場合	卒業まで	
	通学区域変更予定区域に居住している児童（入学予定を含む）が変更予定校に通学を希望する場合	当該事由が消滅するまで	
10 弾力化区域 ※R10.3.31まで	入学時や転入・転居時に指定校以外の弾力化校へ通学を希望する場合	卒業まで	※下表のとおり

○ この基準により許可を受けた後に、虚偽・不正があると認められたとき、又は事由の変更・消滅が認められたときは、許可を取り消し又は変更する。

※ 弾力化区域

	弾力化区域	指定校	弾力化校	設定理由	備考
①	中央一丁目の一部	新和小学校	幸房小学校	新和小学校 学校規模維持の為	—

# 弾力化区域図①

